よくあるご質問

Q1　双子を妊娠した場合はどうなりますか？

出産応援ギフトは妊婦一人当たりの支給ですので５万円となります。また、子育て応援ギフトは子ども一人当たりの支給ですので多胎児の場合は５万円×人数分となります。

双子の場合：出産応援ギフト５万円+子育て応援ギフト５万円×２＝15 万円支給

Q2　里帰り出産の予定です。その場合はどうなりますか？

里帰り先の新生児訪問等で面談を受けた場合においても住民票のある市町村が支給します。

Q3　妊娠届出後や出産後、転入・転出する場合はどうなりますか？

令和５年２月以降、妊娠届出時や出産後の面談を実施した後に転出した場合は本別町、転出先の市町村のいずれかに申請することができます。申請する市町村で面談を受ける必要があります。

Q4　申請から振り込みまでどのくらいかかりますか？

申請内容等を確認し、約１カ月後にご指定の口座に支給します。支給が決定した場合、決定通知にてお知らせいたします。

Q5　振込口座は誰のものでも良いですか？

振込口座は申請者名義（出産応援ギフトは妊婦、子育て応援ギフトは児童を養育する人）の口座が望ましく、異なる場合は申請者から口座名義人への委任状が必要です。